

第71号議案

桶川市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

桶川市自転車駐車場条例（昭和60年桶川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(利用車種)</p> <p>第12条 駐車場に駐車できる車種は、<u>道路</u> <u>交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項</u> <u>第10号に規定する原動機付自転車及び同</u> <u>項第11号の2に規定する自転車</u>とする。</p>	<p>(利用車種)</p> <p>第12条 駐車場に駐車できる車種は、<u>次に</u> <u>掲げるもの</u>とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。別表において同じ。)</p> <p>(2) 自転車(道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。別表において同じ。)</p> <p>(3) 普通自動二輪車(道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)をいう。別表において同じ。)</p>

別表(第16条関係)

駐車 場名	利用 車種	使用料						
		一時 利用		1箇月利用		3箇月利用		
		一般	学生	一般	学生	一般	学生	
略								
桶川駅西口	自転車	100円	2,000円	1,500円	5,700円	4,250円	10,800円	8,100円
第1自	<u>原動機付</u>	100円	2,000円	1,500円	5,700円	4,250円	10,800円	8,100円

別表(第16条関係)

駐車 場名	利用 車種	使用料						
		一時 利用		1か月利用		3か月利用		
		一般	学生	一般	学生	一般	学生	
略								
桶川駅西口	自転車	100円	2,000円	1,500円	5,700円	4,250円	10,800円	8,100円
第1自	<u>原動機付</u>	100円	2,000円	1,500円	5,700円	4,250円	10,800円	8,100円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
 - 2 改正後の第13条の規定による利用申込みの受付の開始その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和 7 年 12 月 8 日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

桶川駅西口第1自転車駐車場の改修工事に伴い、普通自動二輪車を利用できるようにしたいので、この案を提出するものである。